

代言人評判記

英 晴次郎

特52

635

004694-000-3

特52-635

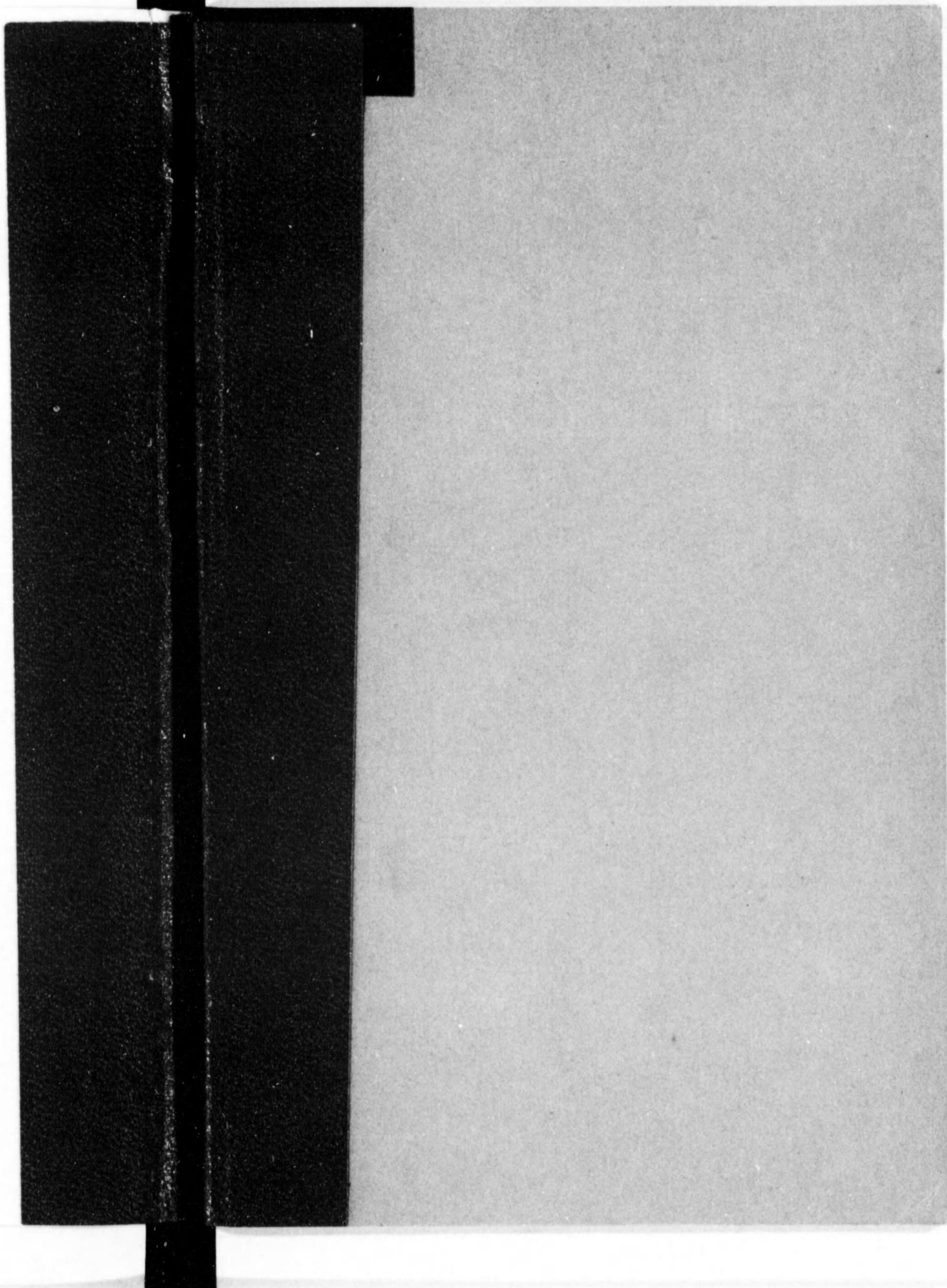
代言人評判記

英 晴次郎／編

M 1 9

A C E - 1 3 7 5





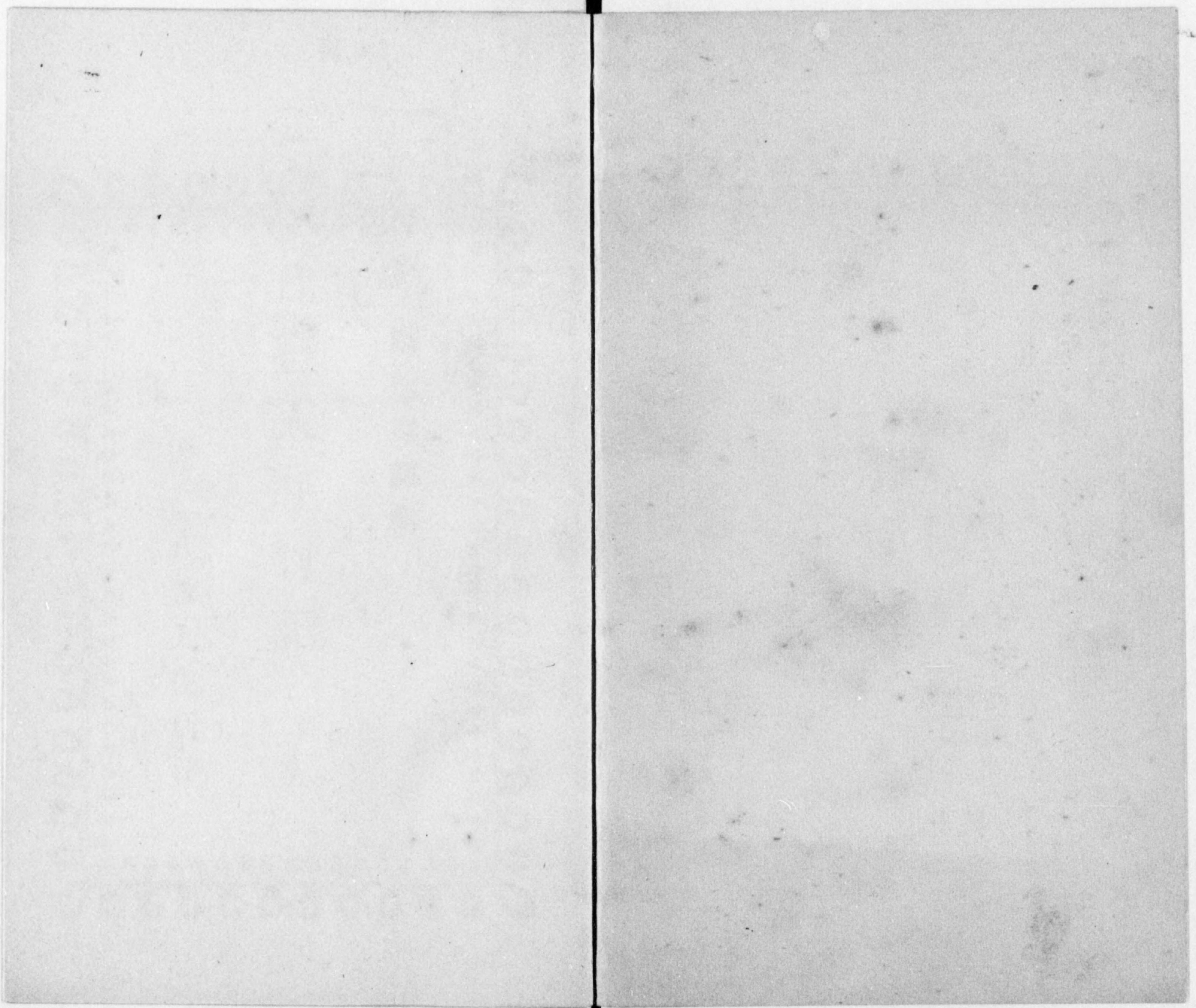
R-41

代言人評判記

全

英 晴次郎編輯

附 代言人住所付



特52

635

明治十九年六月廿四日内務省贈付

英 晴次郎編輯

代言人評判記 全

附 代言人住所付

自叙

夫れ訴訟易難輕易乃ものゝあらす權理の屈伸如何
により一身の禍福一家の盛衰に關す啻に一身一
家のみに止はらす之を大に止めれば社會の榮譽に
關るおとなきにあらざりば原被の別なく鄭重に
進退を爲さざるべめらす然るに世上の廣き法律
を知得し法庭よ於て能く曲直を弁論して一步も
譲らざるもの世間幾何もあるや
代言人とは何撃則ち是等の訴訟者よ代て曲直を

論し克く權理の所在を明かにして理の當然なる所を言ふの人ふれは訴訟を爲すものは概ね是れよ依頼せざるはふし然るゝ其代言人を撰ふよ當りてや先づ謝金の高低を問ふも還て其人如何を探究するふく甚しきは三百代言人と稱する一種の代理人を以て眞正の官許代言人と誤認して盛衰禍福の罹る處の訴件を放任して足りりと爲す如きは畢竟代言人の姓名だも識らざるの過失ふりと雖とも其情狀還て憐むへきものあらん如く然

り夫然り而て此の弊たるや起因深ければ一朝矯正せんや欲するも固や難もといふへし抑も健訟亂訴駭世の惡む所あるの矣あらじ自ら鑿中よ轉むる如きの不幸を現す事往々少からず而是等の訴訟駭乃ち原被も代言人を撰抜する事の粗として所謂三百代言よ放任するよ原するあり述者此よ見るありて之れを矯正するの一法を設けて聊も社會よ益ひる所あらんと欲すれば未た其適切ある要策を得於是乎先づ代言人評判

記あるものを作爲して世よ公よするものは他あし世人よ一の注意を喚呼せるの老婆心あり讀者乞ふ之れを諒せぐ

目次

北	菊	岡	太	寺	村
村	池	崎	藤	下	富
左	小	侃	高	重	榮
吉	嶋	里	厚	敏	君
君	形	忠	二	威	君
	兵	太	君	君	君
	郎	郎			

善積頤藏君

砂川雄峻君

大谷木僧一郎君

森作太郎君

瀧川忠次郎君

竹中鶴次郎君

代言人評判記

○寺村富榮君

英晴次郎編輯

法律漸く開くるも未だ代言人ある者の非少さりし時よりして早く北洲社の事務を執りて名聲已よ聞ふ爾來代言の試験を経て訴訟又從事し傍ら商法に心を置めらる義きに商船會社の取締又擧げられ且つ商法會議所の議員に列し紳商と等を同ふして世に立つ德望資產代言人中君の右ニ居るもの無し屢々擧けられて組合の會長とあれり世君を評して紳商と爲し其代言者たるとを評せざるハ果して如何ん述者曰く夫れ芳

なく臭あきの君子の徳あり世の君を評せざるもの
乃ち君が代言人中泰斗たるを知るへき也

○山下重威君

高知縣より出で代言の位置を占るもの數多ありとい
へとも君を以て第一流と爲すへし曾て官に居て已よ
其名あり一旦代言の業務を執らるゝに至り名倍々高
し頗る雄弁家にして克く人を服せ志む加旂實務多年
に涉るを以て訴訟の呼吸を熟知せらるゝ亦た是れ組
合中の老練家あり

○大藤高敏君

君原と寺村君と共に玄く北洲社員たり爾後名聲芳

しくて組合中屈指の老練家あり殊に温厚の性に玄て
依頼者等に接する事知友の如く克く人を心服せしめ
らる而玄て議論着實にして毫も間然する處あると云
ふ且つ組合中に於ても人望家にて副會長の任も舉け
られし事あり世に君を評するも比寺村君に比し勝ふ
すと雖ともまた劣らすといふハ當然の評とあすへき
あり

○岡崎高厚君

君は代言人中屈指の人々玄て殊に政黨に熱心玄立憲
政黨新聞に於ける如きは夥多比資財を擲ち改進黨比
機關さり玄毎朝新聞と競争を試み遂に之を打ち仆玄

大阪日報と改題して關西地方に自由主義代新聞の泰斗と仰が玄むるにいたり玄ものゝ君の尽力に基くさるゝ無し君の小島君と共に政治社會の人にして其功勞の小島君の右に出つると云ふへし而玄て其職務なる詞訟事件に付ても親切として且つ卓見あり世の好評を博すると實に多し述者曰く世人う君を頗して止まさるものゝ故あきに非らず見よや世間代言人の多き法律學と政治思想を兼ねたるもの夫れ幾何うある近時復た浪華新聞と題する毎日刷出しの書入新聞が發行せらるゝと聞く嗟々君が大阪地方を利する洵と云多ありと云ふへきあり

○菊池侃二君

其人を視れば美鬚鮮うにして威あり其性を問へは温厚にして君子の如く德望比其身に輻湊するは實ゝ菊池君其人也君や加州産の人にして夙とに阪地に來りて法律學に心を寄せ試験に及第して代言人とあり今や己に老練家の名高く加ふるに其身を持する頗ふる方正に玄て後生を愛育する深く門下書生己に代言地位を占むるものあるゝ蓋し平素の薰陶宜しきを得るに依る乎殊々代言の業務を執るにも反復して細うゝ理否を推究し對審上着實正當の言多く依頼者に對もるも頗る鄭重に玄て其得失利害を示す事親切あれ

の世人の信憑誠と云ふ實に組合中一二の人と稱すへきなり

○小嶋忠里君

關東一の雄弁家々指ざ、れたる東京組合代言人高梨哲四郎君と對峙して關西の雄弁家と仰かる、のみならず花街の校書に玄て其人に親接せざるゝ我れ女にあふさるありとの歎あらしめたるゝ是れ誰れぞ即ち問へす玄て小嶋君あるを知るへきあり君や衆望の集まる處太さしく代言組合か置れたるの初め首として會長の撰に當たる回顧せば明治十三年十月立憲の大詔か天降り在野の志士か四方に吐鳴り廻る頃君は盛んに自由の主義を主張し演説討論に君の雄弁を聞かざるとあ玄平素政治思想に富ます人權如何に無頓着なるうの疑ひあり玄大阪代言人の爲めに名譽を保持したるは蓋し與りて力ありと云ふへし明治十四年の春立憲政黨が勃興するに當り發起者の一人に加之り幾何もあく全黨の機關たる立憲政黨新聞あるもの起り自由の主義を以て關西を風驅したるゝ君の盡力少しあとせず左れは公平なる眼界より評下せば君の政治社會の人と云ふべし然れども尤も弁論に長する城以て訟庭の對審に於ける其痛を搔くか如く人をして覺ゆす握汗せしむ加ふるに數年の經歷の法律學の實

用を資け年尚は若きも老練家の代言師あれハ權理城
争ふて君に代言を依頼するの人の假令事件に勝城占
めさるも已れの負け公事ハ理の當然と爲して毫も怨
みさるは是き君の世に信せらる、所以あり嗟々君は
洵とに關西代言人の巨擘也と大聲して街衢に號ぶも
誰れか一言の不服を鳴らすものあらんや

○尾形兵太郎君

戰へ必す勝ち攻むれば必ず取るとは漢の高祖が元
帥を評するの言あり今や之れを以て尾形兵太郎君を
評するハ我れ高祖に非らざるも適實ありと信するあ
り抑も君う訴訟ニ巧みあるハ世人知る所にして十

訴十勝韓信三舍を避けん故に世間評して勝利代言と
稱する固と云故あるあり見よ依頼の件數日又多く代
言人代門前雀羅を張ると云ふの今日又於て訴件堆積
せるハ是れ君か訴訟に巧みにして勝を制する事多き
を以ての故あり加旗君ハ多々益々弁するのに玄て
多數の件一々整理して錯雜せず其裁判所へ奉呈する
書面の如き充分ある議論と充分ある事實とを攻究し
論じ尽して亦た餘地なし殊に司馬公を欺くの勉強家
又玄て餘暇必ず律書を繙き机に凭れて曉鳥に驚くと
夜々ありとはれ又た好評を得るの一大原素あり故に
門下に出入する依頼者の君を信むると阿彌陀佛啻あ

らされり隨て黃金佛の光輝、家々満ると云ふ誠よ羨む
へし否な世人の爲めに欣ふへき事と云爾

○北村左吉君

正理を執る鉄石の如く否理を惡む蛇蝎の如く代言人
中石部金吉と稱するゝ蓋し君也先きに久しく堺の組
合會長を占め其後ち轉して大阪の組合に入りしが君
の着實議論家あるは已に世人の許す所にして代言人
中に於ても其名聲噴々理屈家乃隊長と名稱を與ふる
に至れり今や撰れて副會長の任に居る呼君の如きい
所謂利乃爲めに其節を變せむ万金は以て志を狂ぐ能
はさるの人にして依頼者が事件を托する恰も弗箱に

金を入れたれ如く枕を高して安眠し毫も不信を懷く
可のらざる堅固無比の人なり語に曰く石に非ふす不
可轉席にあふ毛不可卷と夫れ君の謂ひ乎

○善積順藏君

夙とに政治思想を包畜し立憲の大詔降下以來倍々熱
心して社會先覺者の内に居り殊に演説を以て世に知
られ遠近都鄙君の名を記憶せざるもの無きに至れり
而して君時勢の赴く所を洞知して代言の試験を受け
て訴訟の事務を執る頗る達弁にして言論爽のに恰も
水の流るゝ如し且つ耶蘇教法に熱心せらるゝより
世の君々信を置くを益々多しと云ふ曾て撰れて副會

長の任又居られしを見れば同業諸君中又於ても亦た名望家たるを信すべきあり

○砂川雄峻君

府下組合の多き殆んど百員に達する中に高等の學科を終る學士の名譽を保つものは君と大谷木君とあり而して多年螢雪の苦を積み且つ實務に當る久しきを以て頗る事務に熟達し世の喝采を得るに至る君の法學に長するのみならず政黨にも熱心し大阪に於ての改進党属指揮一人にして往々演説に討論に君の議論を聞く事多し曾て撰はれて組合の會長の任に當る眞に價直ある代言士と稱すべきあり

○大谷木備一郎君

君は砂川君と全しく學士の位階を占め久しく名古屋に出張し該地に於て頗ふる人望あり昨年來當地の組合に入りて代言の業務を執る日尙ほ淺しといへども世間已に君の技倆を知れり君性沉默着實なり然るも其事を論するに當りては一步も譲る所なく辯論駁議其妙を盡すと聞けり且つ君は金錢を屑とせざるの質ありて依頼者か依頼するに事件其難易を問はず謝義の多き要せずして黽勉執務せらるゝにより早く其名聲世間に博するに至れり嗚呼高尚ある學士にして君の如き最も得がたきの人と稱すへき也

○森作太郎君

十四

河津祐之君の後ち次ぎ大阪法學舎又於て刑法の講義を担任されさる森作太郎君は先きよ大坂扣訴裁判所に奉職せしも故ありて之れを辭玄代言人とあり専ら代言の職執る君ハ刑法を以て得意とする所あれは澁川君の民法森君の刑法と恰も鶴龜比對幅の如く云ひ離さるにいたる明治十七年中代言免許料を納むるの期を失念玄爲めに代言の職を執る能はさり玄事數月に涉たる昔者某宰相の職を罷む歎聲道路に充て曰く天下の蒼生を奈何と森君職又あらざるに當り世人歎玄て曰く訴訟者を奈何と云ひしむるに至り玄か

其翌春の試験に合格せしより益々法律家たるの聲譽放ちさり且頗ふる達弁家にして論旨穿理人をして驚歎せ玄む属望尤とも深きも無理には非らざるあり

○澁川忠次郎君

大阪組合代言人中に於て民法學者と云へる、澁川忠次郎君は曩きに職を大阪扣訴裁判所に奉し在職中佛國代言師レフマン及び博士ペリーの兩氏か判事諸君に向つて佛法講授せるの際君は佛語に通するを以て撰れて通弁の任蒙ふり此時精しく佛民法の奥義研究められしといふ明治十五年前の大坂扣訴裁判所の檢事長たりし河津祐之君判事齋藤金平君等と

謀り大阪に法律學舍なきを以て一の學舍城起し大阪法學舍と名つけ君は職を脱履して舍長とあり民法城負擔す次て河津君并に藤井三郎君と共に明法館ある訴訟鑑定局城設け大に世人の便益城計られたり然れども世人の君か僅かに鑑定の餘澤城受くるのみにて未さ訟庭に立つて權理の所在城爭ひ理否の曲直城争ふの勞城取られざるを憾みしに君又た爰に見る有る乎昨年の春期試験に代言人とありて世の屬望を満足せしめさり本年の代言議會に於て副會長の撰に當る此時や近頃名高き再試験見合せの事を代言議會より其筋へ建議するの議ありて論党二分せり然るに君の非建議説の論者あるを以て任を辭せしに爾后却て名聲高く依頼者頓に繁しといふ實に代言人中の末廣屋と云ふも敢て過頗に非ふざる也

○竹中鶴二郎君

大阪組合中若手よ此人ありと稱せらる、竹中君の東京專修學校卒業生にして當地に來りて代言の職を執るよ其事務城扱ふ丁寧且つ卓見あり自ら私學者流と差別ありて組合中老練者をおきてハ錚々の名あるもの君を以て第一と爲すべし執務日淺きも已に此の佳評あり他日の名譽期して知るべきなり

大阪組合代言人住所姓名表

十八

東區北濱四丁目	西成郡清堀村
西區江戸堀下通壹丁目	東區今橋壹丁目
西區江戸堀下通壹丁目	東區今橋四丁目
東區伏見町四丁目	東區今橋五丁目
西區江戸堀南通三丁目	東區中ノ島五丁目
西區土佐堀裏町	東區堂鷗濱通四丁目
東區鷗町貳丁目	北區中ノ島五丁目
西區土佐堀裏町	西區江戸堀下通三丁目
北區堂島中貳丁目	北區北濱四丁目
東區高麗橋四丁目	東區高麗橋四丁目
東區北濱四丁目	東區北濱四丁目

樋田保	佐治公	寺村富	林貞
佐久間俊明	山下重威	森大藤	吉岡仁志
次	佐威明	岡崎高	岡高厚
熙	明	敏	完
榮	次	志	
雄	熙	威	
保	熙	明	
公	熙	次	
富	熙	熙	
雄	熙	熙	

東區今橋四丁目

東區高麗橋五丁目

北區常安町

東區平野町貳丁目

南區宗右門町

北區中ノ島五丁目

北區樋上町

東區北濱四丁目

西區江戸堀下通三丁目

東區今橋五丁目

西區土佐堀裏町

岩城之翰
小島忠里
井田石澤齊
岡崎策郎造
尾形兵太郎
中井純一郎
天野鐵輔
鍾田熊太郎
脇山格正
吾鄉歡一

西區江戸堀上通貳丁目

東區北濱五丁目

西區江戸堀北通三丁目

北區絹笠町

西區江戸堀北通五丁目

北區中ノ島貳丁目

東區北濱貳丁目

東區北新町壹丁目

西區土佐堀裏町

東區高麗橋貳丁目

北區堂嶋中壹丁目

飯餘成覺
北村左吉
三宮華表
宮崎良助
渡邊繁八
東長助
岸本平
岡見東九郎
幸三郎
寺尾鐵之助
八代大輪

西區北堀江下通四丁目	成道二郎
東區伏見町三丁目	香川敬一郎
北區源藏町	井上敬三郎
西區馳上通壹丁目	竹澤節藏
東區北濱三丁目	田中順三
北區中ノ島二丁目	眞邊忠篤
東區島町二丁目	松浦一貫
西區阿波堀通四丁目	小瀬爲次郎
西區江戸堀北通一丁目	矢野勝
東區道修町一丁目	都留繁藏
西區江戸堀北通四丁目	羽床脩
西區江戸堀南通貳丁目	岩谷四郎
西區江戸堀北通三丁目	中原一郎
西區今橋四丁目	石橋榮太郎
東區老松町三丁目	丸鐵
東區大川町	光介
西區土佐堀裏町	太郎
北區中ノ島五丁目	川淳
東區伏見町三丁目	山藏
北區絹笠町	砂順
東區谷町三丁目	栗原茂雄

谷口文次郎	善積	太郎	金丸	岩谷四郎
	川順	正介	一	中原一郎
	雄銳郎	光介	鐵	石橋榮太郎
	峻之郎	太郎		丸鐵

西區江戸堀南通五丁目

永尾作十郎

東區今橋三丁目

原田良一

南區竹屋町

上田良和

東區内淡路町貳丁目

宮本修次郎

西區江戸堀上通貳丁目

左近司六藏

東區釣鐘町壹丁目

岡崎晴正

東區伏見町貳丁目

大谷木備一郎

北區老松町貳丁目

岸原鴻太郎

西區江戸堀上通貳丁目

森作太郎

西區江戸堀上通壹丁目

瀧川忠次郎

西區江戸堀北通三丁目

望月両太郎

東區北濱壹丁目
東區伏見町貳丁目竹中鶴二郎
梅田莊二

明治十九年五月十一日御届
同年六月出版

(定價金拾五錢)

愛媛縣平民

英 晴次郎

大阪府北區中ノ嶋貳丁目廿一番地
寄留

賣捌所

進 右 堂

大阪府北區中ノ嶋貳丁目廿一番地

R-47

